

# 議会基本条例制定10年の軌跡

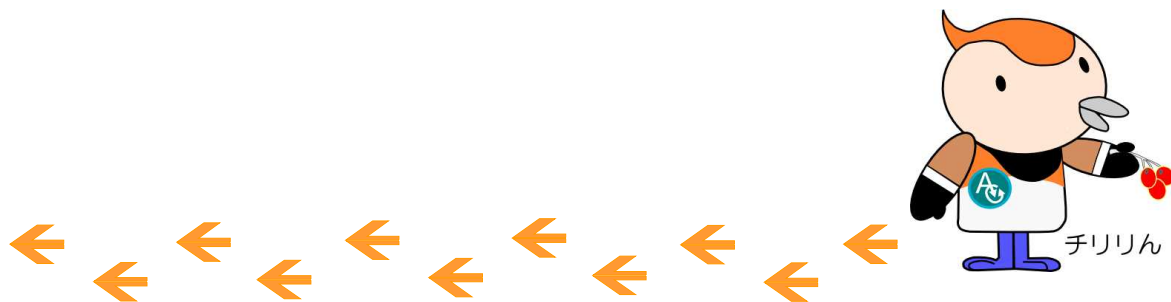
市	民	と		
と	も	に	歩	む
議	会	と	し	て

旭川市議会

# はじめに

平成22年(2010年)12月に議会基本条例を制定し、今年で10年となります。

議会に対する様々な思いや理想を盛り込んだ条例の制定を機に、旭川市議会がどのように変わってきたのか、制定から10年の節目に、市民の皆さんと振り返りたいと思います。



# 1 市民に開かれた議会への取組

2 議論を尽くした合意形成への取組

3 市民の声を踏まえた政策形成への取組

4 時代の要請に応える機能強化への取組

5 その他の取組

## 議会を見る・聴く①（傍聴）

- ・ 議会の傍聴に関する手続きが一切不要に！
- ・ 傍聴がより気軽に、市議会がより身近に！

	10年前	現在
本会議	・ 傍聴する際は、傍聴人名簿に氏名を記入し、入場しなければならない	・ 傍聴人名簿を <u>廃止</u>
委員会	・ 傍聴する際は、委員長の許可を得なければならない	・ 委員長の許可制を <u>廃止</u>

※本会議のインターネット中継・配信は、平成19年(2007年)から実施中

## 議会を見る・聴く②（会議録のインターネット公開）

- ・ 本会議の会議録をよりスピーディーに公開！
- ・ 委員会も会議録を作成しホームページで公開！

	10年前	現在
本会議	・ 会議録は、会議録検索システムで公開	・ さらに、会議録の <u>速報版</u> をホームページに掲載することで、公開までの期間を約1か月 <u>短縮</u>
委員会	・ 委員会の概要を記した記録を作成（インターネットでの公開なし）	・ <u>全文の会議録</u> を作成し、ホームページで <u>公開</u>

## 市民との情報共有

- ・ 議会の広聴広報活動を専門に担う委員会を設置！
- ・ 議会だより、ホームページの掲載情報を大幅に拡充！

	10年前	現在
広聴広報委員会	—	・ 平成23年5月に設置
議会だより	・ 8ページ	・ <u>10ページ</u> ・ 議案に対する各議員の賛否を掲載 ・ 次期定例会の開会予定日を掲載
ホームページ	(従前から開設済み)	・ 議案に対する各議員の賛否を掲載 ・ 次期定例会の開会予定日を掲載 ・ 調査特別委員会の報告書を掲載 ・ 議案、意見書・決議、請願・陳情を掲載

## 市民との対話

- ・ 市政の課題をテーマに、市民との意見交換会を開催！
- ・ 多様な市民ニーズを的確に把握！



第1回の意見交換会(平成23年11月)

- ◆ 広聴広報委員会が企画し、平成23年度から令和元年度まで毎年開催。また、平成26年度から令和元年度までは常任委員会単位で開催。
- ◆ 令和元年度までに延べ1,355人と多くの市民が参加。(1年度当たり150人)
- ◆ 意見交換会でお聴きした市民の声を、議会の政策形成に反映。(P17参照)
- ◆ 開催結果を、ホームページ等で市民に広く周知。

## 政務活動費の使途の透明性

- ・ 政務活動費が正しく使われているか？
- ・ 政務活動費が効果的に使われているか？

10年前	現在
(「執行の手引」は従前から作成済み)	・ 「執行の手引」をホームページに掲載
・ 情報公開請求があった場合、決算書、会計帳簿、領収書を公開	・ 決算書、会計帳簿、領収書をホームページで全面公開、議会図書室でも閲覧可能に
—	・ 市外出張等、政務活動に係る報告書をホームページで公開、議会図書室でも閲覧可能に



1 市民に開かれた議会への取組

2 議論を尽くした合意形成への取組

3 市民の声を踏まえた政策形成への取組

4 時代の要請に応える機能強化への取組

5 その他の取組


## 議会の議決すべき案件の追加

- ・ 地方自治法で定める案件のほか、独自に案件を追加し、議会がより深く市政に関われるように！

10年前	現在
<b>議会の議決すべき事件に関する条例</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 株式会社旭川振興公社の議決権の行使</li><li>・ 定住自立圏形成協定の締結</li></ul>	<b>議会の議決すべき事件に関する条例</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 株式会社旭川振興公社の議決権の行使</li><li>・ 定住自立圏形成協定の締結</li><li>・ <u>姉妹都市・友好都市の提携(追加)</u></li></ul>
(従前は地方自治法に基づき総合計画の基本構想の策定義務があったが、平成23年に廃止された。)	<b>まちづくり基本条例</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>総合計画の基本構想(追加)</u></li></ul>

# 本会議・委員会の運営①

・ 質疑や質問は、論点を明確に、分かりやすく！

10年前	現在
<p>一括方式 全ての質問をまとめて行い、それに対してまとめて答弁する方法</p> <p>議員 まず、●●について…お聞きします。 次に、▲▲について…お聞きします。 次に、◆◆について…お聞きします。</p> <p>市長等 ●●については…です。 ▲▲については…です。 ◆◆については…です。</p>	<p>一問一答方式 質問を一問ずつ行い、それに対して答弁する方法</p> <p>議員 ●●について…お聞きします。</p> <p>市長等 ●●については…です。</p> <p>議員 具体的には、どういことですか。</p> <p>市長等 具体的な取組は、…です。</p> <p>議員 それは課題ではありませんか。</p> <p>市長等 今後…について検討します。</p> <p>※一括方式と一問一答方式のいずれかを議員が選択</p>
<p>—</p>	<p>反問権の付与</p> <p>議員 ○○について…お聞きします。</p> <p>市長等 反問します。質問の趣旨は何ですか。</p>
<p>演壇や議席から質疑・質問</p>	<p>質疑質問席を設置</p> 

## 本会議・委員会の運営②

- ・ 市民の目線で市政の監視と評価！
- ・ よりよい施策となるよう積極提案！

### どのようにして？

予算の修正、附帯決議、調査特別委員会の設置などの既存制度を徹底的に活用して、充実した議会運営を実現！

### ◆例えば（その1）

議会に提案権のない予算案について、議論を尽くした上で、議会が「予算の修正案」を提出して可決

※平成29年第2回臨時会における一般会計補正予算

### ◆例えば（その2）

議案を可決後、政策上配慮すべき事項を議会として取りまとめ、「附帯決議」として市長に提案

※議会基本条例制定後、現在までに10件の附帯決議を可決（令和2年8月現在）

### ◆例えば（その3）

市政の大きな課題については、特別委員会を設置して、慎重に調査  
まちづくり調査特別委員会、総合計画調査特別委員会、市庁舎整備調査特別委員会、空港民間委託調査特別委員会、旭川大学の市立化等調査特別委員会

## 本会議・委員会の運営③

- ・ 議会は言論の場、議員同士で議論を尽くす！
- ・ 議員(委員)間討議をルール化！

### ◆例えば

新庁舎建設基本設計を策定中の平成28年度には、よりよい新庁舎とするためにはどうすればよいかをテーマに委員間討議(委員相互の自由闊達な話し合い)を行い、各委員の意見を集約し、委員会としての意見書を市長に提出。(P17参照)

なお、この取組について第13回マニフェスト大賞に応募し、成果賞の優秀賞候補に選ばれた。

※応募総数2,242件のうち成果賞の優秀賞候補23件の一つに選ばれた。



- 1 市民に開かれた議会への取組
- 2 議論を尽くした合意形成への取組
- 3 市民の声を踏まえた政策形成への取組**
- 4 時代の要請に応える機能強化への取組
- 5 その他の取組

## 請願・陳情の説明機会の確保

- ・ 請願・陳情は、市民の政策提案！
- ・ 市民は、委員会で自分の考えを説明できる！



- ◆市民は、市政について要望があるときは、議会に請願・陳情を提出できるが、旭川市議会では、請願・陳情を「市民の政策提案」と位置付け、担当する委員会において、提出者の考えを聴く機会についてルール化。
- ◆議会基本条例制定後、市民が、これまでに計53回、委員会において、自分の考えを説明した。  
(令和2年8月現在)

## 政策型条例の制定

- ・ 市政の課題を解決するため、政策として練り上げる！

### 議員提案の政策型条例

条例名	条例の概要
◆旭川市地酒の普及の促進に関する条例 (平成25年12月制定)	地酒の普及を促進し、経済の活性化を図るため、市及び事業者の役割を規定
◆旭川市飲酒運転の根絶に関する条例 (平成28年12月制定)	安心して暮らせる社会の実現のため、飲酒運転の根絶に関する事項を規定
◆旭川市における公契約の基本を定める条例 (平成28年12月制定)	公契約の適正な履行及び労働環境の確保を図るため、基本方針等を規定



## 常任委員会による政策提案

- ・ 市民との意見交換会や、関係団体との懇談会等を踏まえ、積極的に政策提案！

### 市長等に提出した政策提案

政策提案	常任委員会	きっかけ等
◆若者の政治参加等に係る取組への支援策	総務常任委員会	市民との意見交換会
◆商業施設への期日前投票所の設置拡大等	総務常任委員会	行政視察
◆総合庁舎建替基本設計(素案)に対する意見書	総務常任委員会	委員間討議
◆安心して生活できる除排雪体制の確立	建設公営企業 常任委員会	関係団体との懇談会、 行政視察
◆民生委員・児童委員の業務の負担軽減等	民生常任委員会	関係団体との懇談会

# 議員研修会による政策形成能力の向上

- ・ 議員チームによる研修会の企画・運営！
  - ・ 課題を抽出して研修テーマを選定し、スキルアップ！
- 研修テーマ

H23～H26	H27～R元
◆ 議員提案政策条例	◆ 地方創生、地域活性化に向けて
◆ 議員提案による条例制定 ～京丹後市観光立市推進条例～	◆ 地域医療と自治体病院の経営 ◆ 地方自治体の予算・決算と財政分析
◆ 多様な主体による地域づくり	◆ 地域経済分析システム RESASの活用
◆ 総合計画と市政運営等	◆ 指定管理者制度で「稼ぐ施設」の実現



議員研修会の様子（令和2年1月） 18

- 1 市民に開かれた議会への取組
- 2 議論を尽くした合意形成への取組
- 3 市民の声を踏まえた政策形成への取組
- 4 時代の要請に応える機能強化への取組
- 5 その他の取組

## 議会運営の評価及び検証

- ・ 議会が目標を設定し、議会が自己評価！
- ・ さらに、議会の自己評価が妥当か、学識経験者が検証！



報告書を提出する外部検証者(平成31年1月)

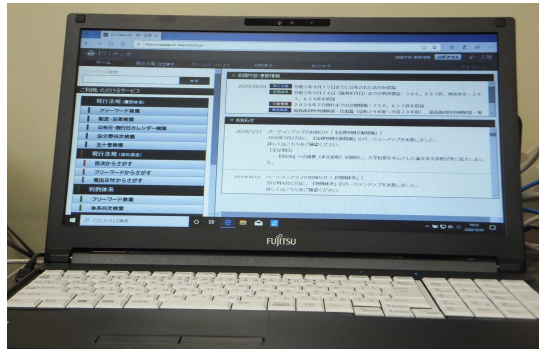
議会運営は、社会情勢の変化を捉え、不断の見直しが必須。第三者評価を受けるというこの先進的な取組は、全国から注目を集め、これまでに23の議会が視察で来旭。

※書籍、雑誌への掲載事例

- ・ 江藤俊昭「議会改革の第2ステージ～信頼される議会づくりへ」(ぎょうせい)
- ・ 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部「66の改革項目と事例でつかむ議会改革実践マニュアル」(第一法規)
- ・ 月刊ガバナンス2011年4月号(ぎょうせい)
- ・ 月刊ガバナンス2015年5月号(ぎょうせい)
- ・ 月刊地方自治職員研修2019年4月号(公職研)

## 議会図書室の充実

- ・ 議会図書室は、市民と議会・行政をつなぐ情報拠点！
- ・ 過去、現在、そして未来につながる政策情報へアクセス！
- ・ 各種データベースを利活用し、より便利に！



各種データベースの利活用が可能に



議会図書室の様子

地方自治法の規定により、従前から議会図書室を設置し、政府刊行物や図書、新聞、雑誌を収集保管。議員の調査研究の重要性に鑑み、議会基本条例の第16条に「議会図書室」の条文を盛り込んでいる。近年の情報化の進展を踏まえ、議会図書室にインターネット接続パソコンを導入し、各種データベースを利活用できるようにするなど、より効果的に議員の調査研究を支援。

## 非常時における議会機能の確保

- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応方針を策定！



新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中であっても、議会機能を維持し、市政における意思決定機関としての責務を果たせるよう、対応方針を策定。

- ・災害発生時における議会の業務継続について検討開始！

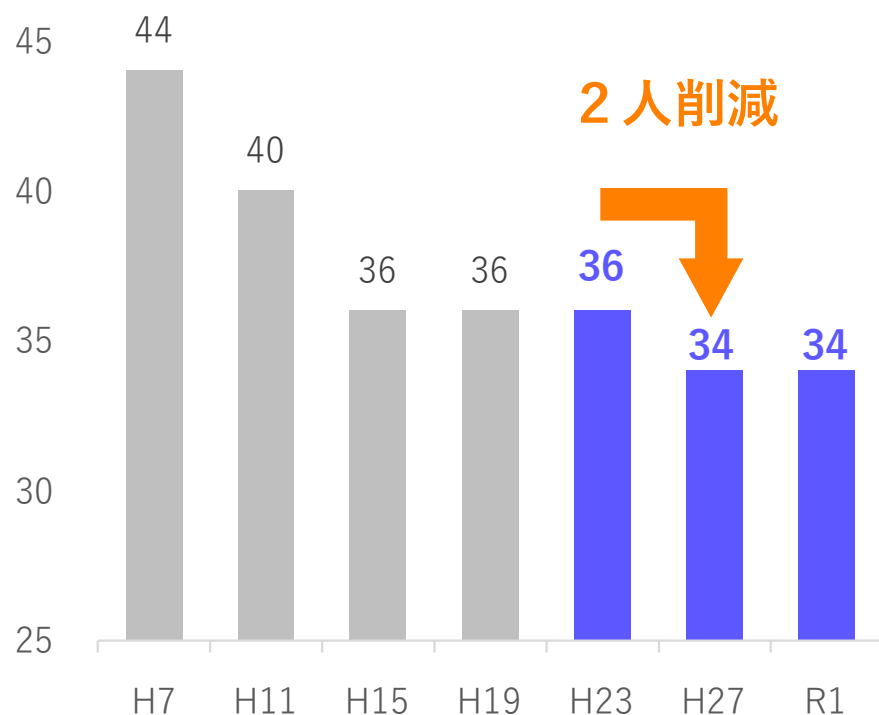


近年、大雨による河川の氾濫や大地震による停電などが発生している状況に鑑み、災害発生時における議会の業務継続に必要な対応方針等を策定するため、検討会議を設置し、検討をスタート。

- 1 市民に開かれた議会への取組
- 2 議論を尽くした合意形成への取組
- 3 市民の声を踏まえた政策形成への取組
- 4 時代の要請に応える機能強化への取組
- 5 その他の取組

## 議員定数の削減

- ・学識経験者と市民からの意見を踏まえ、  
議会内で真摯に議論し、議員定数を削減！



### 議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会

平成24年4月に、議長の私的諮問機関として設置（学識経験者6人と公募市民2人で構成）、5回にわたり懇談会を開催。平成25年5月に報告書を提出。

### 議会運営委員会

検討懇談会の報告書を受け、真摯な議論を展開、平成26年3月に議員定数2人削減の結論を出す。



# おわりに

時代の変化に合わせて議会も変わらなければならないという考えのもと、議会基本条例制定を新たなスタートラインとして、この10年間、さまざまな改革を進めてきました。

しかし、改革にゴールはありません。これからも積極的に市民の声を聴き、市政にその想いを届ける「市民とともに歩む議会」を目指して取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

旭川市議会 議長 安田佳正



資料編

# 議会基本条例制定後の議会改革・議会活性化の主な取組

旭川市議会

令和2年（2020年）10月作成

年 度	内 容
平成 2 2 年度	<p>旭川市議会基本条例の制定</p> <p>反問権の導入～執行部（市長・部長など）が議員に質問の趣旨などを聞くことを可能にした。</p> <p>請願・陳情の説明機会の確保～提出者から希望がある場合に趣旨・補足説明を受ける機会を確保した。</p>
平成 2 3 年度	<p>広聴広報委員会の設置</p> <p>海外視察の廃止</p> <p>市民と議会の意見交換会の開催（以降、毎年開催）</p> <p>議員研修会の開催（以降、毎年開催）</p>
平成 2 4 年度	<p>議員間討議の導入～よりよい合意形成を図るため、議員同士で議論を行えるようにした。</p> <p>議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会の設置（～H25年5月まで）</p> <p>市議会だよりの刷新（デザイン、レイアウトの変更）</p> <p>一問一答方式の導入～議論を深め、また論点がより分かりやすくなるようにした。</p> <p>まちづくり調査特別委員会の設置（～H25年10月まで）</p> <p>議決事件の追加（まちづくり基本条例に総合計画の基本構想を指定）</p>
平成 2 5 年度	<p>議会運営の評価及び検証の実施（以降、2年ごとに実施）</p> <p>議員提案により旭川市地酒の普及の促進に関する条例を制定</p> <p>政務活動費決算書をホームページで公開及び議会図書室で閲覧開始</p>
平成 2 6 年度	<p>市議会だよりのページ増（議案に対する賛否一覧、委員会での出来事等を掲載）</p> <p>次期定例会開会予定日の開示（議会だより、ホームページ）</p> <p>議案に対する賛否一覧をホームページで公開</p> <p>議決事件の追加（姉妹都市及び友好都市の提携及び提携廃止に係る事項）</p>
平成 2 7 年度	<p>議員定数を36人から34人に削減</p> <p>議場に質疑質問席を設置</p> <p>総合計画調査特別委員会の設置（～H27年12月まで）</p> <p>市庁舎整備調査特別委員会の設置（～H28年12月まで）</p>

年 度	内 容
平成28年度	<p>空港民間委託調査特別委員会の設置（～H30年10月まで）</p> <p>議員提案により旭川市飲酒運転の根絶に関する条例を制定</p> <p>議員提案により旭川市における公契約の基本を定める条例を制定</p> <p>常任委員会による政策提案（案件：若者の政治参加等に係る取り組みへの支援策について）</p> <p>旭川大学の市立化等調査特別委員会の設置（～H31年3月まで）</p>
平成29年度	<p>常任委員会による政策提案（案件：商業施設への期日前投票所の設置拡大等について）</p> <p>委員間討議の実施（案件：総合庁舎建替基本設計（素案）について）</p> <p>常任委員会による政策提案（案件：旭川市総合庁舎建替基本設計（素案）に対する意見書）</p> <p>本会議の中継をスマートフォンでも視聴可能に</p>
平成30年度	<p>事務局体制の見直し～議員の政策立案支援のため調査法制担当を議事運営部門に移管</p> <p>政務活動費に係る領収書をホームページで全面公開</p> <p>委員間討議の実施（案件：総合庁舎建替基本設計（見直し案）について）</p> <p>会議録作成用として音声認識システムを導入</p> <p>マニフェスト大賞に応募し、成果賞の優秀賞候補に選ばれる（委員会視察を通じた政策実現について）</p>
令和元年度	<p>常任委員会及び議会運営委員会の会議録を概要記録から全文記録としホームページで公開</p> <p>広聴広報委員会の会議記録をホームページで公開</p> <p>常任委員会による政策提案（案件：安心して生活できる除排雪体制の確立について）</p> <p>常任委員会による政策提案（案件：民生委員・児童委員の業務の負担軽減等について）</p>
令和2年度	<p>本会議及び委員会の傍聴人名簿を廃止</p> <p>市長提出議案，議会提出議案及び請願・陳情の内容をホームページで公開</p> <p>議会図書室へのインターネット接続パソコンの導入</p> <p>政務活動費に係る報告書をホームページで公開</p> <p>本会議，予算・決算・補正予算委員会の会議録速報版をホームページで公開</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る対応方針の策定</p>